	ブリュッセル（欧州連合）（北大西洋条約機構）	20.5% 20.5%	ユーロ ユーロ	3,267 3,267	2,655 2,655	2,348 2,348	2,042 2,042	1,838 1,838	1,634 1,634
アフリカ	アディスアベバ（アフリカ連合）	15.9%	アメリカ合衆国ドル	4,720	3,835	3,393	2,950	2,655	2,655

附　則

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

外務大臣　茂木　敏充
内閣総理大臣　安倍　晋三

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百三十六号

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第十一号）の施行に伴い、この政令を制定する。

（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部改正）

第一条　公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中「平成三十二年三月三十一日」を「令和十二年三月三十一日」に改める。

（地方自治法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第二条　地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和元年政令第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第五条（見出しを含む。）中「市町村の合併の特例に関する法律附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた」を削る。

附則第二条の見出しを「（市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）」に改め、同条第一項中「第二条第二項」を「（以下この条において「合併特例法」という。）第二条第二項」に、「同法第四十七条」を「合併特例法第四十七条」に、「改正後の市町村の合併の特例に関する法律附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた」を「改正後の」に、「新なお効力を有する合併特例法施行令」を「新合併特例法施行令」に、「なお効力を有する合併特例法（市町村の合併の特例に関する法律附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた同法をいう。次項及び第三項において同じ。）」を「合併特例法」に、「新なお効力を有する合併特例法」に、「を市町村の合併の特例に関する法律」を「を合併特例法」に改め、同条第二項中「新なお効力を有する合併特例法施行令」を「新合併特例法施行令」に、「関するなお効力を有する合併特例法」を「関する合併特例法」に、「及びなお効力を有する合併特例法」を「及び合併特例法」に改め、同条第三項中「、新なお効力を有する合併特例法」に、「新なお効力を有する合併特例法施行令」を「新合併特例法施行令」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣　高市　早苗
文部科学大臣　萩生田光一
内閣総理大臣　安倍　晋三

土地基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百三十七号

土地基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、土地基本法等の一部を改正する法律（令和二年法律第十二号）の施行に伴い、並びに国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第十二条並びに国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二条第六項、第六条の三第一項及び第二項並びに第十九条第五項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

（国土審議会令の一部改正）

第一条　国土審議会令（平成十二年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表土地政策分科会の項中「第十条第三項及び第十九条」を「第十一条第三項、第二十一条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）及び第二十二条」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。